

## **佐賀県告示第 38 号**

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 7 年 9 月 30 日佐賀県告示第 192 号で指定した形質変更時要届出区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 2 月 13 日

佐賀県知事 山口祥義

### 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

鳥栖市村田町五反三歩字五反三歩 1484 番 1 の一部及び 1484 番 3 の一部並びに立石町字一殿給 101 番 1 の一部及び 101 番 4 の一部

### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

### 3 1 の形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去